

公益社団法人米沢有為会
役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米沢有為会定款（以下「定款」という。）第29条、第30条第3項及び第31条第5項の規定に基づき、公益社団法人米沢有為会（以下「本法人」という。）の役員等に対する報酬等の支給及び費用の支払いの基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事（代表理事を含む。）及び監事並びに名誉会長及び諮問委員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第3条 本法人の役員等に対しては、定款第29条、第30条第3項及び第31条第5項の規定に基づき、報酬等を支給しない。

- 2 本法人の役員等が本法人の職員を兼務する場合は、当該役員等に職員給与を支給する。この場合の給与の額は、理事会で決定する。

(費用の支払い)

第4条 本法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の支払いの細則については、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則（平成24年6月30日 総会決議）

この規程は、本法人の設立の登記の日（平成25年7月1日）から施行する。